平成２３年（フ）第３８号
鹿児島県曽於市末吉町二之方6189番地１
債務者　朴木美智子（旧姓米満）
１　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第８号
北海道虻田郡ニセコ町字曽我751番地17
債務者　山田　英治
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第３３号
青森県八戸市城下４丁目16番29号
債務者　梅木　久恵
１　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
佐賀県多久市北多久町大字小侍2096番地
債務者　池田良奈子（旧姓土井）
１　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８３号
佐賀県佐賀市開成１丁目４番203―11号
債務者　江口　未緒
１　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
大分市大字政所3341番地　ミキハウス大在206
債務者　舞　　貴仁
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６３号
神奈川県横須賀市汐入町５丁目15番地
債務者　熊谷エナヨ
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第６５号
神奈川県横須賀市船越町３丁目37番地５　コスモハイツ201号、住民票上の住所神奈川県横須賀市船越町３丁目37番地５
債務者　斎藤　淳子（旧姓車塚）
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第７１号
神奈川県横須賀市鴨居３丁目82番地８号
債務者　石渡　雅幸
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第７５号
神奈川県横須賀市鷹取１丁目９番７号
債務者　大代　英明
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２６１号
北九州市小倉北区木町３丁目３番14―302号
債務者　飯尾　佳史
１　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２８８号
北九州市八幡西区竹末１丁目７番15号
債務者　榮福　康久
１　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２８９号
北九州市小倉南区湯川４丁目12番８―104号
債務者　新徳みさお
１　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１３号
青森市大字安田字近野251番地16
債務者　荒谷　洋子
１　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
青森県黒石市追子野木１丁目241番地７
債務者　三浦　誉子
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１３０号
沖縄県豊見城市字与根555番地
債務者　赤嶺　裕治
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３４号
山口県下松市東陽６丁目２番７―403号
債務者　幡部久美子
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第３０７号
北海道江別市見晴台１番地の５
債務者　遠藤真佐美
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部